

令和元年度
農地等利用最適化推進
施策等に関する意見書

佐世保市農業委員会

本市の農業振興には、日頃から積極的な取り組み並びにご尽力を賜り、また、当農業委員会の業務運営につきましても多大なるご協力をいただき心から感謝申し上げます。

現在、農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化や後継者・新規就農者の不足、農業資材の高騰や農産物価格の低迷による農業収入の減少、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物への被害等厳しさを増しております。

これまで農業委員会は農業生産力の発展と農業経営の合理化を図るために設置された行政委員会として、農地法等に基づく許認可事務などの業務を行ってきたところです。

平成29年7月には「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、新たな体制に移行するとともに、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の重要な業務として位置付けられました。

このようなことから、我々農業委員会に求められる役割を真摯に受け止め、これまで以上に農地の有効利用及び優良農地の確保に努め、農業者の期待に応えられるよう更に充実・発展した取り組みが重要であると考えているところでございます。

本市の財政が非常に厳しい状況であることは重々理解しているところではございますが、農業振興による地域の活性化を図り、農業が魅力ある産業として成り立つ土壤づくりを実現するための有効な施策展開をお願い申し上げ、次の事項につきましてご検討を賜りますよう「農業委員会等に関する法律第38条」の規定に基づき、ここに意見を提出いたします。

令和元年11月21日

佐世保市長 朝長 則男 様

佐世保市農業委員会会長 八並 秀敏



令和元年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

1. 有害鳥獣被害対策

有害鳥獣対策については、これまで様々な被害防止の対策に取り組まれておりますが、被害は依然として多く発生しており、中には人的被害も発生するなど深刻さは増すばかりです。

農作物への被害を食い止め、農家の生産意欲をなくさないようにするためにも、この有害鳥獣被害対策については引き続き積極的に取り組んでいかれますようお願いするとともに、特に次の対策について要望いたします。

① 防護柵の要件緩和について

現在設置されているワイヤーメッシュ柵については、その対象となるのがイノシシの被害防止用です。

しかしながら、近年、鹿町地区においては、鹿の被害が報告されており今後も増加するのではないかと懸念しております。

鹿に対する防護柵はある程度の高さを必要としますが、現在、イノシシ被害を目的として設置してある防護柵では鹿が飛び越えて耕作地へ侵入するため効果がありません。

また、補助事業で設置されたイノシシ用防護柵に鹿用防護柵を二重に設置することができず、このような場所における支援策が無いのが現状です。

このように、すでに補助事業で導入している場合、同じ場所に追加しての助成が受けられないため、新たな有害鳥獣による被害防止を図るためにも既存施設の機能向上といった新たな支援策を検討していただきますようお願いします。

② 捕獲対策の強化について

イノシシの捕獲については、猟友会を中心に捕獲が行われていますが、箱罠での捕獲についてはイノシシが慣れてくると入りにくくなるとともに、一旦設置すると定期的に見廻りを行わなければならず、猟友会員の減少による人員不足で効果的な捕獲ができていない状況が見受けられますので、捕獲対策の強化をお願いします。

2. 担い手の育成確保対策について

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題となっています。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながりますが、現在、地域で生産された農産物等については、その多くがJAを通して共同出荷販売がなされており、農業従事者の減少は生産物の減少に繋がり、これらの出荷販売体制も維持できなくなるなどの問題もはらんでいます。

担い手の育成確保の中でも特に次の対策について要望いたします。

① 地域において安定的な生産体制を維持していくためにも、Uターンや定年後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策とともにこれらの者に対する技術習得や経営相談等についても、必要に応じた適切な支援体制を強化していただきますようお願いします。

- ② 担い手の確保とともにこれらの者を受け入れる地域（集落）においては、集落における農業生産活動を維持していくために、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等を活用して農地や水路等の維持管理をしていく取り組みがなされています。

しかしながら、これらの活動を支える生産者等が高齢化により減少していく活動自体も縮小傾向にあります。また、これらの事業は煩雑な事務処理が多くあるため、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難となり、事業を取りやめる地域（集落）も出てきております。

つきましては、これらの制度の事務処理を一括して行う受託組織等があれば地域の負担が減ることによりこれらの事業が継続して実施できます。

また、担い手が安心して地域に根差して生産活動を行うためにも、これらの仕組み作りをお願いします。

- ③ 担い手の中心となる認定農業者については、その経営が安定的に行われることが地域農業にとって重要です。

そのためには、経営規模拡大など、認定を受けた際の経営改善計画の達成に向け、行政等の関係機関が連携協力のうえ必要な指導・支援等を行うようお願いします。

3. 農業生産基盤（農道、水路）の整備等について

- ① 農業を営むうえで、農地の整備が重要であることは言うまでもありませんが、隣接する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因となります。

農道や水路については、経年劣化や大雨等で破損して通行に支障をきたすと営農活動に影響がでるため、被害等あれば市において迅速に対応していただきたい。

また、農道や水路の整備には、原材料の支給による地元施工での整備がありますが、1回に支給される量が限られているため、場所によっては数年かかることもあります。

地域の状況を考慮したうえで原材料の支給量について柔軟に配慮していただき、営農環境の更なる向上を図っていただきますようお願いします。

- ② 現在、農地への土砂等による埋立てに関しては、市の指導要綱に基づき、 $3,000\text{ m}^2$ 以上の施工についてはその審査が行われることとなっていますが、近年、指導要綱に基づく審査を避ける目的で、施工面積を抑えて設計される案件が見られます。

その結果、盛土の高さがあるにもかかわらず、面積を抑えたことにより、急斜面の法面となる場合があり、災害の発生が懸念されます。

このような案件に適切に対応するため、市の指導要綱の適用範囲を考慮していただきますようお願いします。

4. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、現在、本市の中心部において実施されていますが、周辺部の農村地域ではまだ実施されていないため、農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

特に農地は基盤整備がなされていない所では、その境界となる目印が不定形な場合やそもそも目印が無い所も多くあります。

また、農地の境界を把握している者が死亡等でいなくなった場合、相続した者が当該農地の境界が分からぬ場合が今後多数出てくる恐れがあるため、早急に調査を実施する必要性があります。

農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を推進していただきますようお願いします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきたく要望いたします。